

伊豆諸島国有林の地域別の森林計画書

(伊豆諸島森林計画区)

計画期間 自 令和4年4月1日
至 令和14年3月31日

関東森林管理局

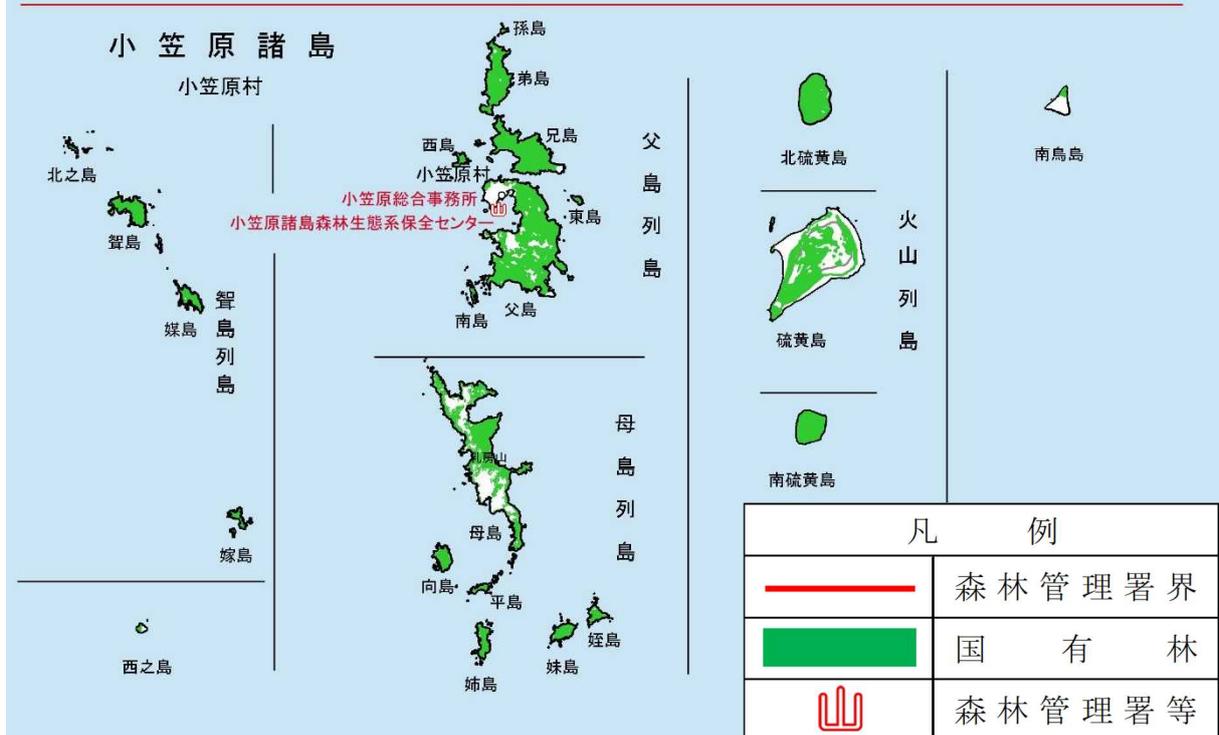
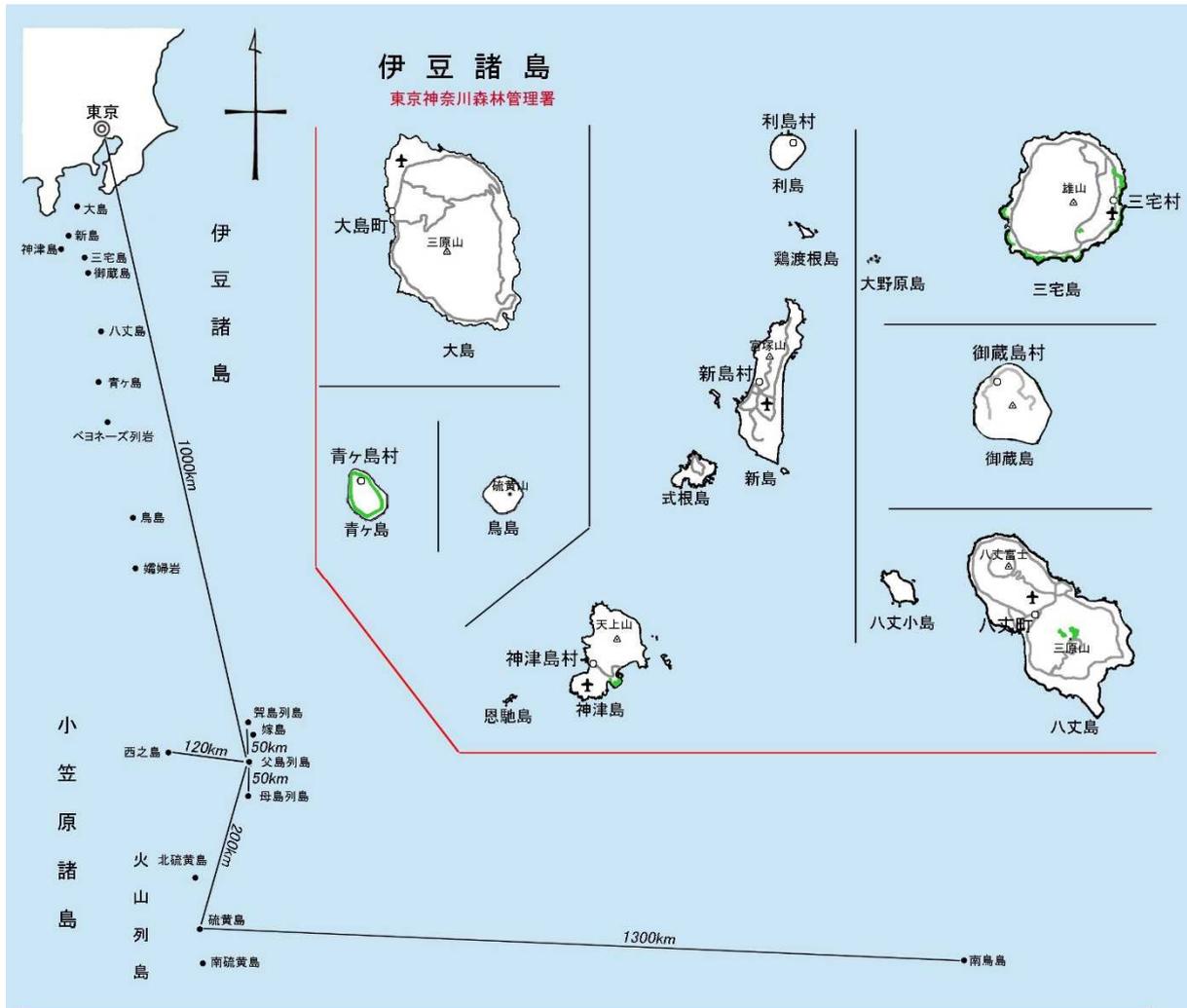
伊豆諸島国有林の地域別の森林計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第1項に基づき、同法第4条第1項の全国森林計画に即して関東森林管理局長がたてた、伊豆諸島森林計画区の国有林についての森林の整備及び保全の目標に関する計画である。

この計画の計画期間は、令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間である。

（利用上の注意）

- ① 総数と内訳の数値の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。
- ③ ーは、該当がないものである。

伊豆諸島森林計画区の位置図



目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	1
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	4
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	6

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	7
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	8
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	8
（1）森林の整備及び保全の目標	8
（2）森林の整備及び保全の基本方針	9
（3）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	11
2 その他必要な事項	11
第3 森林の整備に関する事項	12
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	12
（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法	12
（2）立木の標準伐期齢	14
（3）その他必要な事項	14
2 造林に関する事項	14
（1）人工造林に関する事項	14
（2）天然更新に関する事項	14
（3）その他必要な事項	15
3 間伐及び保育に関する事項	15
（1）間伐の標準的な方法	15
（2）保育の標準的な方法	15
（3）その他必要な事項	15
4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	16
（1）公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	16
（2）その他必要な事項	18
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	19
（1）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	19
（2）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 及び作業システムの基本的な考え方	19
（3）林産物の搬出方法等	19
（4）更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	19
（5）その他必要な事項	19
6 森林施業の合理化に関する事項	19
（1）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	19
（2）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	19
（3）林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	19

(4) 社会経済情勢を踏まえた森林施業に関する方針	19
(5) その他必要な事項	19
第4 森林の保全に関する事項	20
1 森林の土地の保全に関する事項	20
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	20
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	20
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	20
(4) その他必要な事項	21
2 保安施設に関する事項	21
(1) 保安林の整備に関する方針	21
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	21
(3) 治山事業の実施に関する方針	21
(4) その他必要な事項	21
3 鳥獣害の防止に関する事項	22
(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	22
(2) その他必要な事項	22
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	22
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	22
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	22
(3) 林野火災の予防の方針	22
(4) その他必要な事項	22
第5 計画量等	23
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	23
2 間伐面積	23
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	23
4 林道等の開設及び拡張に関する計画	23
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	23
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	23
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	24
(3) 実施すべき治山事業の数量	24
第6 その他必要な事項	25
1 保安林その他制限林の施業方法	25
2 その他必要な事項	27
別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法	28
別表2 指定施業要件を定める場合の基準	31
別表3 指定施業要件における伐採の方法	33
別表4 自然公園区域内における森林の施業	34
別表5 原生自然環境保全地域等の森林の施業	35

附属参考資料

1	森林計画区の概況	36
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	36
(2)	地況	36
(3)	土地利用の現況	37
(4)	産業別生産額	37
(5)	産業別就業者数	38
2	森林の現況	39
(1)	齢級別森林資源表	39
(2)	制限林普通林別森林資源表	44
(3)	市町村別森林資源表	45
(4)	制限林の種類別面積	47
(5)	樹種別材積表	48
(6)	荒廃地等の面積	48
(7)	森林の被害	48
3	林業の動向	49
(1)	森林組合及び生産森林組合の現況	49
(2)	林業事業体等の現況	49
(3)	林業労働力の概況	50
(4)	林業機械化の概況	50
(5)	作業路網等の整備の概況	50
4	前期計画の実行状況	51
(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積	51
(2)	間伐面積	51
(3)	人工造林及び天然更新別面積	51
(4)	林道の開設及び拡張の数量	51
(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画	52
5	林地の異動状況（森林計画の対象森林）	53
(1)	森林より森林以外への異動	53
(2)	森林以外より森林への異動	53
6	森林資源の推移	54
(1)	分期別伐採立木材積等	54
(2)	分期別期首資源表	55
7	持続的に伐採可能な主伐（皆伐）の目安量（持続的伐採可能量）	55

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び面積

当計画区は、利根川広域流域に属しており、東京都の島嶼部である伊豆諸島の^{とうしょぶ}大島町、^{おおしままち}利島^{としま}村、^{にいしまむら}新島村、^{こうづしまむら}神津島村、^{みやげむら}三宅村、^{みくらじまむら}御蔵島村、^{はちじょうまち}八丈町及び^{あおがしまむら}青ヶ島村と、小笠原諸島の^{おがさわらむら}小笠原村の2町7村を包括している。このうち国有林が所在する町村は、神津島村、三宅村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村の1町4村である。

伊豆諸島は、東京の南方約120～650kmに点在する有人の9島（大島、利島、新島、^{しきねじま}式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島及び青ヶ島）とその他の孤島及び属島により成り立っている。

小笠原諸島は、東京の南方約900～1200kmに及ぶ範囲に散在する小笠原群島（^{むこじま}聳島列島、^{いおろ}父島列島及び^{きたいおろとう}母島列島）、火山（硫黄）列島（北硫黄島、硫黄島及び南硫黄島）及び三つの孤島（西之島、南鳥島及び沖ノ鳥島）並びに各島の属島から成り、一般人の有人島は父島と母島の2島であるが、硫黄島及び南鳥島には航空基地が設置されており、自衛隊が駐屯している。

当計画区の総面積は約40千haであり、東京都の面積の18%を占めている。森林面積は約26千haであり、うち国有林は約6.5千haで森林面積の25%を占めている。

(2) 自然的背景

ア 地勢

伊豆諸島は、富士火山帯に属する火山島であり、三宅島の^{おやま}雄山（775m）、八丈島の^{はちじょう}八丈^{ふじ}富士（854m）などがあり急峻な地形であるため平坦部が少なく、海岸は海蝕により切り立った断崖となっている。なお、火山活動が活発だった大島や三宅島では、現在は噴火活動が認められないが、活火山であることに留意が必要とされている。

小笠原諸島は、古第三紀（7,000～3,500万年前）に形成された海底火山が、新生代第四紀（1,000～500万年前）以降段階的な隆起と海蝕を受けて形成され、その後、更に海蝕や沈下による侵食が進み、急峻な断崖地が見られる地形となった。南硫黄島に標高916mの無名の最高峰がある。父島は200～300m、母島は200～460mの低山で構成されているが、平坦地は少ない。西之島では平成25年11月から海底火山が噴火し、活発な火山活動が続き島の面積が大規模に拡大した。現在の火山活動は低下しているものの、山頂火口内に噴気や高温域が認められており、噴火が発生する可能性がある。

また、小笠原諸島は、どの大陸とも陸続きにならなかったことのない海洋島のため、独自の進化を遂げた小笠原固有の生物種が多く、世界的にも希少かつ固有の生態系を有しており、その特異な生態系が評価され平成23年6月に世界自然遺産に登録されたところである。

伊豆諸島及び小笠原諸島ともに小面積の火山島であるため、集水区域が狭いため大きな河川は発達できず、小規模な河川が所々に流下している。

イ 地質及び土壌

(ア) 地質

伊豆諸島及び火山（硫黄）列島は、第四紀の火山活動によってできた島で、^{げんぶがんしつとう}玄武岩質溶^{がん}岩及び^{りゅうもんがん}流紋岩で構成されている。

小笠原群島は、古第三紀に形成された海底火山が隆起してできた島であり、主に安山岩、^{あんざんがん}凝灰岩^{ぎょうかいがん}で構成され一部には石灰岩も見られる。

父島列島の地質は、無人岩（ボニナイト）と呼ばれる特異な安山岩類（マントル上部に直接由来する岩石と見られている。）、同質の火山角礫岩^{かくれきがん}、凝灰角礫岩や火山活動終了後に形成された珊瑚礁由来の石灰岩層などがある。

母島列島の地質は、主に安山岩、玄武岩等の火山岩類や火山活動後に堆積してできた石灰岩等が分布している。

聳島の西部は枕状溶岩^{まくらじょう}からなり、東部は角礫岩が多い。

(イ) 土壌

伊豆諸島は、火山活動が活発な地域であることから岩屑土^{がんせつど}が主体であるが、三宅島及び八丈島の一部には黒色土^{こくしよど}が分布している。

小笠原諸島は、亜熱帯気候特有の赤色土が広く分布しているが、土壌が薄く水分の保持が困難な場所では乾性低木林が成立し、土壌が厚く水分を保持し易い沢筋や雲霧帯では湿性高木林が発達している。

ウ 気候

伊豆諸島の年平均気温は17℃前後と温暖であり、年間降水量は2,860～3,300mmと多く、温暖多雨の海洋性気候である。

小笠原諸島は、琉球諸島^{りゅうきゅう}とほぼ同緯度で亜熱帯気候に属しており、年平均気温は23℃前後と年間を通じて温暖で日較差が少なく、年間降水量は約1,300mmである。なお、同じ亜熱帯である沖縄（那覇）^{おきなわ}と比べると、年平均気温はほぼ同じであるが、年間降水量は那覇の約2,160mmに比べかなり少ない。

エ 森林の概況

(ア) 人工林

当計画区の国有林内の人工林比率は極端に少なく、約3ha、森林面積の約0.1%である。この人工林は、主として平成12年に三宅島雄山の噴火及び放出された火山ガスの長期化に伴い被害を受けた森林の復旧のため、治山事業による海岸防災林の造成によるものであり、林業経営目的ではなく地域防災を目的としたものである。

(イ) 天然林

当計画区の国有林における天然林の面積は約3.7千haで森林面積のほとんどを占めている。伊豆諸島にクロマツ、小笠原諸島にリュウキュウマツ等の外来針葉樹が見られるが、ほとんどが広葉樹主体の天然林で占められている。

なお、小笠原諸島では、天然広葉樹林内にアカギやトクサバモクマオウといった外来種が侵入し分布域を拡大しており、小笠原固有の森林生態系に悪影響を及ぼしていることから、これら外来種を駆除し小笠原本来の森林生態系を保全・修復する事業を継続的に実施している。

(3) 社会経済的背景

ア 人口及び産業別就業状況等

当計画区の人口は約24千人で、産業別就業者割合は、第1次産業が10%、第2次産業が17%、第3次産業が73%となっている。

イ 土地の利用状況

当計画区の総面積約40千haのうち、森林は約65%を占めており、災害の防止、生活環境や生物多様性の保全等において極めて重要である。また、農地（果樹園含む。）は約2%、その他が約33%となっている。

ウ 交通網

当計画区の交通網は、本土と各島又は各島間を結ぶ海路が主流となっているが、伊豆諸島の大島ほか4島では空港が整備され本土間との航空路も運航されている。また、6島をヘリコプターで結ぶ路線も運行されている。

伊豆諸島及び小笠原諸島ともに島内の主な交通手段は自動車であり、伊豆諸島の有人島（9島）に16路線、小笠原の父島及び母島に1路線ずつ都道が整備されており、この都道が幹線道路となり町村道と連結している。

エ 地域産業の概況

第1次産業は、伊豆諸島の農業では野菜、花き類、果樹等の栽培、漁業ではマグロ類やキンメダイ漁の一本釣り等が盛んである。また、小笠原諸島の農業ではミニトマト、パッションフルーツ、レモンなどの果樹栽培、漁業ではカジキやイカ類の漁獲量が高い。

第2次産業は、建設業が主体となっており、農産物や水産物の加工業、土産品製造等が行われている。

第3次産業は、伊豆諸島及び小笠原諸島ともに豊かな自然環境を活かした観光関連のサービス業が主体となっている。

オ 林業・林産業の概況

当計画区の森林は、広葉樹林が主体となっており、過去には薪炭材の生産が行われていたが、燃料消費構造の変化により薪炭材の生産は衰退し、林業・林産業の活動は低下している。

なお、伊豆諸島の大島及び利島のツバキ油、御蔵島のツゲ材など特用林産物の生産が小規模ながら行われている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5か年分（平成29年度～令和3年度）における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている。（令和3年度は、実行予定を計上した。）

（1）間伐立木材積その他の伐採立木材積及び間伐面積

当計画区では、森林整備を図るための間伐及び主伐は計画していないが、小笠原固有の森林生態系の保全・修復を図るため、アカギやトクサバモクマオウ等の外来種の駆除を継続的に実施している。また、駆除すべき箇所や量については、当局に設置している専門家等により構成された「関東森林管理局保護林管理委員会小笠原諸島森林生態系保護地域部会」（以下「部会」という。）の意見を聴いた上で決定しているため、森林計画の樹立時点で箇所・量ともに予定できずに、過去の実行結果や外来種の侵入状況等を参考に臨時伐採量として計上していることから、計画と実行結果の評価は困難である。

なお、臨時伐採量とは、国有林野事業の実施に伴って箇所ごとに伐採指定を行い、指定した箇所での伐採を原則とするものの、前述のとおり森林計画樹立時点では伐採箇所が決定していないため、例外的に伐採指定箇所以外でも伐採できる見込み数量を計上しているものである。

単位 材積：m³ 面積：ha

区 分	前計画の前半5か年分		実行結果	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量 (間伐面積)	4,300	— (—)	3,421	— (—)

(注) 当計画区の伐採量は全て臨時伐採量であるが、便宜上主伐に含めた。

（2）人工造林及び天然更新別面積

人工造林は、前計画では1haを計画したが（1）のとおり主伐の計画がなかったことから、森林整備・育成等を図るための人工造林は行っていないが、治山事業による植栽工を実施したものである。

単位 面積：ha

区 分	前計画の前半5か年分		実行結果	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	1	—	0	—

(3) 林道等の開設及び拡張（改良）の数量

該当なし。

(4) 保安林の整備及び治山事業の数量

三宅島雄山の噴火により被害を受けた海岸防災林を復旧するため、保安林の整備として植栽工（0.26ha）及び防風工を施工した。

なお、小笠原諸島の父島で山腹工を計画したが、緊急性等を考慮した結果、不実行となった。

単位 地区数

区 分	前計画の前半5か年分		実行結果	
	保安施設及び保安林の整備	地すべり事業	保安施設及び保安林の整備	地すべり事業
地区数	2	—	1	—

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養^{かん}、生物多様性の保全、地球温暖化防止、文化の形成、木材の物質生産等の多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。

とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が主伐期を迎え、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造成すべき段階にある。しかしながら、木材需要が増加する中、国産材の供給量が着実に増加する一方で、林業採算性の長期低迷等から主伐後の再造林が十分に行われていない現状にある。また、我が国の経済社会は、少子高齢化と人口減少が一層進行するほか、豪雨の増加等により山地災害が頻発するなど大きな情勢の変化が生じている。

このような中で、森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためには、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要がある。こうした情勢を踏まえ、森林の現況、自然条件、社会的条件、国民のニーズ等に応じて、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、森林の機能に応じた望ましい森林の姿を目指していく。

この計画においては、このような考え方に即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにし、森林の整備及び保全の目標を定めるとともに、この目標を実現するために必要な伐採立木材積、造林面積、林道開設量等を定めることとした。

なお、この計画の樹立に即して、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域 市町村別面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		6,521.49	
市 町 村 別 内 訳	神 津 島 村	12.79	東京神奈川森林管理署
	三 宅 村	152.24	〃
	八 丈 町	25.28	〃
	青 ヶ 島 村	147.87	〃
	小 笠 原 村	6,183.31	小笠原総合事務所国有林課

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。
2 森林計画図の縦覧場所は、関東森林管理局計画課、関東森林管理局東京事務所及び備考欄に記載の森林管理署等（ただし、当該森林管理署等の管轄する区域部分）とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

当計画区内の森林の自然的社会的経済的諸条件からみて、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能について、特にその機能発揮の上から望ましい森林の姿は次のとおりである。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然・自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

カ 生物多様性保全機能

全ての森林が発揮するものであるが、属地的に機能が発揮されるものを示せば、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が多い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

ク 地球環境保全機能

二酸化炭素の吸収や炭素の固定、蒸発散作用等により地球環境を調節する属地性のない機能であり、全ての森林が発揮するもの

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の「森林の整備及び保全の目標」を基本とする。

各機能の高度発揮を図るため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。また、その状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図る。

具体的には、森林の有する各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を行う観点から、地域の特性、森林資源の状況及び森林に関する自然条件並びに社会的要請を総合的に勘案の上、育成単層林における保育・間伐及び主伐と再造林による林齢構成の平準化、針広混交林化及び広葉樹林化、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の適確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策及び森林病虫害や野生鳥獣による被害防止対策等を推進する。

さらに、森林の整備及び保全には路網の整備が不可欠であり、育成単層林等においては、施業の効率化に必要な路網を計画的に整備する一方、天然生林においては管理に必要な最小限の路網を整備又は現存の路網を維持するなど、指向する森林の状態に応じた路網整備を進める。

なお、森林の整備に伴い発生した木材については、有効に利用する。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。

ダム等の利水施設上流部等においては、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、

林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力のある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、国民に憩いと学びの場等を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進する。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林に

については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

		単位 面積 : ha	
区 分		現 況	計画期末
面 積	育成単層林	3.28	3.28
	育成複層林	—	—
	天然生林	3,688.13	3,688.13
森林蓄積 m ³ /ha		73	81

(注) 1 育成単層林、育成複層林及び天然生林へと誘導・維持する施業の内容については、以下のとおり。

- (1) 育成単層林は、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為^{※1}により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（以下「育成単層林へ導くための施業」という）。
- (2) 育成複層林は、森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層^{※2}を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として人為により成立させ維持する施業（以下「育成複層林へ導くための施業」という）。
- (3) 天然生林は、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（以下「天然生林へ導くための施業」という）。

この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

2 現況については、令和3年3月31日現在の数値である。

2 その他必要な事項

特になし。

※1 「人為」とは、植栽、更新補助（落下した種子の発芽を促進させるための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

※2 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより、生じるもの。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

森林施業に当たっては、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準による。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、制限の範囲内で必要な施業を行う。

また、施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行う。さらに、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努める。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行う。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

伐採に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、作業地の自然条件を踏まえ、土砂の流出や林地崩壊の危険が予想される箇所等について、林地の保全や生物多様性の保全等に支障が生じないように、適切な伐採方法及び搬出方法によることとする。

ア 育成単層林へ導くための施業

育成単層林へ導くための施業は、自然条件のほか社会的条件、林業技術体系等からみて、公益的機能の発揮が確保され、高い林地生産力が期待できる森林について、下記に留意のうえ実施する。なお、伐採方法は皆伐とし、更新方法は、人工造林又はぼう芽更新等の天然更新とする。

- a 自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、1か所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮する。ただし、分収造林等の契約に基づく森林は契約内容による。
- b 連続して伐区を設けようとする場合は、隣接新生林分がおおむねうっ閉した後に設ける。
- c 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮する。
- d 林地の保全、溪畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮する。
- e 利用径級に達しない有用天然木及び高木性の天然木であり、形質の優れているものが生育している場合は努めて保残する。
- f 主伐の時期については、生物多様性の保全、水源涵養等の公益的機能の発揮を第一とし、地域における木材需要、高齢級林分に偏った齢級構成の平準化等を踏まえ、伐期の多様化を図る。
- g アカマツの天然下種更新やスタジイ等のぼう芽更新による育成単層林の造成を期待し天然更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特性等について十分配慮するとともに、伐採に当たっては、前生稚樹の生育状況及び

種子の結実状況、ぼう芽力の旺盛な林齢等を勘案して、適切な時期を選定する。

イ 育成複層林へ導くための施業

育成複層林へ導くための施業は、自然条件のほか社会的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組合せにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が期待できる森林について、下記に留意の上実施する。また、主伐に当たって択伐又は複層伐を実施する場合は、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件、稚樹や下層木の生育状況、種子の結実状況等を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行う。スギ、ヒノキ等の単層林を複層林へ誘導する場合は、面的な複層状態に誘導する伐採、群状又は帯状の伐採を基本として実施する。

a 択伐

- ・ 樹種構成、自然条件、林木の成長等を勘案するとともに、公益的機能の維持・増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう配慮することとし、伐採率は30%以内（人工林にあっては40%以内）とする。
- ・ 群状択伐を行う場合の一伐採群の大きさは0.05ha未満とし、帯状択伐を行う場合は10m未満の幅とする。
- ・ 伐採に当たっては、保残木、下木の損傷を回避し、稚幼樹や高木性樹種の中小径木の育成に努める。
- ・ 更新は天然下種更新を基本とし、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特性等について十分配慮するとともに、伐採に当たっては、前生稚樹の生育状況及び種子の結実状況等を勘案して、適切な時期を選定する。

b 複層伐

- ・ 伐採箇所は、自然条件を踏まえ公益的機能を確保する観点から、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮する。伐採面積は、面的な複層状態に誘導する場合には、1伐採箇所の面積は概ね2.5ha以下、伐採箇所の形状が群状の場合には概ね1ha以下、帯状の場合には伐採幅を樹高の2倍以内とする。また、伐採率は、原則として50%以内とする。
- ・ 林地や溪畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮する。
- ・ 稚幼樹、高木性樹種の中小径木の育成及び母樹の保残を図る。
- ・ 伐採に当たっては、保残木、下木の損傷の回避に努める。
- ・ 天然更新を行う場合は、確実な更新を図るため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮する。

ウ 天然生林へ導くための施業

天然生林へ導くための施業は、自然条件のほか社会的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、下記に留意の上実施する。

- a 主伐については、ア及びイで定める事項による。

- b 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要がある森林については、その目的に応じて適切な施業を行う。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおり定める。

単位：年

地 区	樹 種	
	マ ツ	広 葉 樹 (その他)
全 域	35	25

- (注) 1 マツとは、アカマツ及びクロマツをいう。
 2 「広葉樹（その他）」は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含む。

(3) その他必要な事項

特になし。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

該当なし。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が期待できる森林において行う。

ア 天然更新の対象樹種

当計画区では、林業としての伐採、更新は行っておらず、外来種を駆除し小笠原固有の森林生態系を保全・修復することを目的としていることから、外来種の駆除跡地は、小笠原在来種の樹種を対象とする。

イ 天然更新の標準的な方法

天然下種更新を基本とし、確実な更新を図るために更新補助作業を行う場合は、部会の意見を聴き、森林生態系が維持されるよう適切な方法で実施する。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新の種類	更新状況調査の時期	更新完了の目安
天然下種第1類	搬出又は地表処理完了後3年目	樹高30cm以上の有用天然木及び高木性の天然木が5,000本/ha以上林地にほぼ均等に成立したとき。
天然下種第2類	搬出完了後5年目	
ぼう芽	搬出完了後3年目	

なお、更新状況調査の結果、更新完了の目安に達していない場合は、状況に応じて経過観察、更新補助作業の実施、又は植栽により確実な更新を図る。

- (注) 1 天然下種第1類：天然更新に当たり、更新補助作業を行い更新を図る方法。
 2 天然下種第2類：天然更新に当たり、天然力を活用し人為を加えない方法。
 3 ぼう芽：主に伐採した樹木の根株から発生する新芽を育てる方法。

- (3) その他必要な事項
 特になし。

3 間伐及び保育に関する事項

- (1) 間伐の標準的な方法
 該当なし。
- (2) 保育の標準的な方法
 該当なし。
- (3) その他必要な事項
 特になし。

4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については、次の区分ごとに別表1のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。

② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

(ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。

(ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等については、この限りでない。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

公益的機能別森林施業については、下表に基づき公益的機能別施業森林ごとに定める。

公益的機能別施業森林における施業方法

<p>① 水源涵養機能</p>	<p>次の条件のいずれかに該当し、水質の保全又は水量の安定確保のため伐採の方法を定める必要がある森林については、伐期の拡大のほか、皆伐を行う場合にあっては伐採面積の規模縮小を推奨</p> <p>(ア) 地 形</p> <p>a 標高の高い地域</p> <p>b 傾斜が急峻な地域</p> <p>c 谷密度の大きい地域</p> <p>d 起伏量の大きい地域</p> <p>e 溪床又は河床勾配の急な地域</p> <p>f 掌状型集水区域</p> <p>(イ) 気 象</p> <p>a 年平均又は季節的降水量の多い地域</p> <p>b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域</p> <p>(ウ) その他</p> <p>大面積の伐採が行われがちな地域</p>
<p>② 山地災害防止機能 ／土壌保全機能</p>	<p>次の条件のいずれかに該当し、人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進</p> <p>(ア) 地 形</p> <p>a 傾斜が急な箇所</p> <p>b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所</p> <p>c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所</p> <p>(イ) 地 質</p> <p>a 基岩の風化が異常に進んだ箇所</p> <p>b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所</p> <p>c 破砕帯又は断層線上にある箇所</p> <p>d 流れ盤となっている箇所</p> <p>(ウ) 土壌等</p> <p>a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所</p> <p>b 土層内に異常な帯水層がある箇所</p> <p>c 石礫地から成っている箇所</p> <p>d 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所</p>

③ 快適環境形成機能	<p>次の条件のいずれかに該当し、生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進</p> <p>(ア) 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林</p> <p>(イ) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林</p> <p>(ウ) 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林</p>
④ 保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能	<p>次の条件のいずれかに該当し、自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進（(エ)については、択伐による複層林施業に限る。）</p> <p>(ア) 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林</p> <p>(イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの</p> <p>(ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林</p> <p>(エ) 希少な生物の保護のため必要な森林</p>

注：②から④までにあつては、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能、生活環境保全機能、風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業等を推進

(2) その他必要な事項
特になし。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

該当なし。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

該当なし。

(3) 林産物の搬出方法等

該当なし。

(4) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし。

(5) その他必要な事項

特になし。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

当計画区においては、木材生産を目的とした林業従事者は極めて少ないが、小笠原諸島において、外来種の駆除事業を継続的に行っていることから、請負事業の計画的な発注に努め、雇用の場の確保に資することとする。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

該当なし。

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

小笠原諸島におけるアカギやトクサバモクマオウ等の外来種の駆除木については、道路等の搬出基盤が整備されていないため、搬出せずに現地に集積等しているが、その活用方法として木炭化等の検討もしてきたところであり、実用化されれば搬出可能な駆除木の供給についても検討する。

(4) 社会経済情勢を踏まえた森林施業に関する方針

該当なし。

(5) その他必要な事項

特になし。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、次のとおり定める。

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留 意 す べ き 事 項	備 考	
市 町 村	区 域 (林 班)			(該当する保安林種等)	
八 丈 町	(304)	6.49		土流	6.49
	計	6.49			
小 笠 原 村	(13、18、19、21、26、27、 28、29)	536.10		土流	129.46
				土崩	13.26
				干害	393.38
				砂防	0.57
	計	536.10			
総 数		542.59			

(注) 1 区域欄の数字は林班で、() 書は林班の一部であることを示す。

2 本項に該当する主な森林の区域は、次の森林である。

略 称	正 式 名 称
土 流	土砂流出防備保安林
土 崩	土砂崩壊防備保安林
干 害	干害防備保安林
砂 防	砂防指定地

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法該当なし。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する立場に立って森林の適正な保全と利用との調整を図り、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避ける。

また、土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行う。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置、環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講ずる。

(4) その他必要な事項

立木の伐採に当たっては、森林のもつ公益的機能を阻害しないよう、小面積分散伐採及び表土の保全に配慮するよう努める。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、Ⅱ－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、当計画区における森林に関する自然的条件、社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保する。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし。

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点からⅡ－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態が変化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、次の取組を行う。

ア 山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの設置等による土砂流出の抑制

イ 森林整備や山腹斜面の筋工等の組合せによる森林土壌の保全強化

ウ 流木捕捉式治山ダムの設置に加え、渓流域での危険木の伐採、溪流生態系にも配慮した林相転換等による流木災害リスクの軽減

エ 海岸防災林等の整備強化による津波・風害の防備

こうした対策の実施に際しては、流域治水の取組との連携を図る。

これらのハード対策と併せて、山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難態勢との連携を図る。

また、海岸防災林の整備に当たっては、東日本大震災の教訓や「復興・創生期間」における事業実施等を踏まえ、防潮工、盛土工、植栽工等について、津波に対する被害の軽減効果が発揮されるよう考慮しつつ実施する。

あわせて、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、ICTや新技術の施工現場への導入を推進する。このほか、現地の実情を踏まえて、在来種を用いた植栽・緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行う。

また、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進する。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア 区域の設定

該当なし。

イ 鳥獣害の防止の方法

該当なし。

(2) その他必要な事項

特になし。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。

また、伊豆諸島においてカシノナガキクイムシによる被害が確認されていることから、地方公共団体等と連携し的確な防除対策に努める。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

小笠原諸島では、移入した哺乳類で野生化したものに、ノヤギ、ノネコ、ネズミ類が生息しており、特にノヤギによる植物の摂食や踏みつけ等による植生破壊等の被害が大きかった。このため、東京都小笠原支庁や小笠原村が駆除を実施し、聳島列島及び父島列島の無人島では根絶したが、父島には依然として個体群が残存している。ただし、父島ではノヤギの根絶までに時間を要することから、当面の保全対象をノヤギにより食害を受けるおそれのある希少な植物種とし、防護柵等の設置など必要な保全措置を行う。

また、ノネコやネズミ類がアカガシラカラスバトや海鳥の繁殖に及ぼす影響が問題となっており、関係機関、NPO等が連携してノネコを排除・収容し、無人島では排除が完了した。有人島においても関係機関等と連携して排除に向けた対策を推進する。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災を未然に防止するため、入林者数の動向、道路の整備状況及び過去における林野火災の発生頻度を踏まえ、保護標識等の適切な設置や巡視に努めるとともに、保護管理上必要となる歩道等については、必要に応じて地方公共団体との連携を図り、効果的な整備を推進する。

(4) その他必要な事項

上記（1）～（3）以外の廃棄物の不法投棄等の人為被害、台風による大雨、風害や潮害等の天然被害等については、過去における被害発生箇所の巡視の励行や気象状況等を踏まえ、より効果的かつ適切な被害防止対策に努める。

第5 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総 数	10	2	8	10	2	8	—	—	—
うち前半 5 年 分	5	1	4	5	1	4	—	—	—

2 間伐面積

該当なし。

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

該当なし。

4 林道等の開設及び拡張に関する計画

該当なし。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面 積		備 考
		うち前半5年分	
総 数（実面積）	1,691.05	1,691.58	
水源涵養のための保安林	—	—	
災害防備のための保安林	612.79	612.79	
保健・風致の保存等のための保安林	1,669.51	1,669.51	

(注) 1 総数欄は、2以上の目的を達成するために重複して指定されている保安林があるため、内訳の合計とは一致しない。

2 水源涵養のための保安林とは、水源かん養保安林であるが、該当なし。

3 災害防備のための保安林とは、土砂流出防備、土砂崩壊防備、潮害防備、干害防備の各保安林である。

4 保健・風致の保存等のための保安林とは、保健保安林である。

② 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

該当なし。

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法 の変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
保健保安林	1,471.64	—	—	—	—
合 計	1,471.64	—	—	—	—

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業 施行地区数		主な工種	備 考
市町村	区 域 (林 班)		うち前半 5 年 分		
三宅村	301、302	2	2	防 風 工 植 栽 工 下 刈 工 除 伐 工	
合 計		2	2		

第6 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)	
	市町村	区域(林班)				
土砂流出	総数		135.95	別表2、3 のとおり		
	八丈町	304	6.49		国立特3	6.49
	小笠原村	27、28	129.46		保健林	127.67
					国立特保	11.49
					国立特1	71.12
					国立特2	46.85
土砂崩壊	総数		13.26	別表2、3 のとおり		
	小笠原村	13	13.26		国立特2	8.71
潮害防備	総数		70.20	別表2、3 のとおり		
	三宅村	301、302	70.20		保健林	70.20
					国立特1	20.54
国立特2				39.06		
				国立特3	0.60	
干害防備	総数		393.38	別表2、3 のとおり		
	小笠原村	13、18、19、21、26 29	393.38		保健林	393.38
					砂防指定	0.57
国立特保				73.90		
				国立特1	132.15	
				国立特2	42.06	
				国立特3	92.04	
保健林	総数		1,669.51	別表2、3 のとおり		
	三宅村	301、302	70.20		潮害防備	70.20
					国立特1	20.54
				国立特2	39.06	
				国立特3	0.60	
	小笠原村	13~19、21~29	1,599.31	土砂流出	127.67	
				干害防備	393.38	
				砂防指定	0.57	
				国立特保	744.80	
				国立特1	489.57	
				国立特2	165.38	
				国立特3	109.61	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	備 考 (重 複 制 限 林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
国 立 特 保	総 数		3958.47	別 表 4 の と お り	
	三 宅 村	302	5.65		
	小 笠 原 村	13～19、21～29	3,952.82		土砂流出 11.49 干害防備 73.90 保健林 744.80 鳥獣特保 1,353.18 史名天 28.23
国 立 特 1	総 数		841.75	別 表 4 の と お り	
	神 津 島 村	300	11.17		
	三 宅 村	301、302	84.82		潮害防備 20.54 保健林 20.54
	八 丈 町	304	8.40		
	小 笠 原 村	13、16、18、19、21 22、24、26～30	737.36		土砂流出 71.12 干害防備 132.15 保健林 489.57
国 立 特 2	総 数		282.87	別 表 4 の と お り	
	三 宅 村	301、302	46.27		潮害防備 39.06 保健林 39.06
	小 笠 原 村	13、16、19～23 27～29	236.60		土砂流出 46.85 土砂崩壊 8.71 干害防備 42.06 保健林 165.38 砂防指定 0.15
国 立 特 3	総 数		156.28	別 表 4 の と お り	
	三 宅 村	301、302	3.24		潮害防備 0.60 保健林 0.60
	八 丈 町	304	16.88		土砂流出 6.49
	小 笠 原 村	13、16、19～23 27～29	136.16		干害防備 92.04 保健林 109.61
原 生	総 数		367.00	別 表 5 の と お り	
	小 笠 原 村	38	367.00		史名天 367.00

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区域 (林班)			
保 安 施	総 数		0.40	別表5 のとおり	
	青ヶ島村	303	0.40		
砂防指定	総 数		0.57	別表5 のとおり	
	小笠原村	13、29	0.57		干害防備 0.57 保健林 0.57 国立特2 0.15
鳥獣特保	総 数		1,353.30	別表5 のとおり	
	小笠原村	13、29	1,353.30		史名天 28.23 国立特保 1,353.18
史名天	総 数		395.23	別表5 のとおり	
	小笠原村	22、38	395.23		原生 367.00 鳥獣特保 28.23 国立特保 28.23

本表に用いた略称

略 称	正 式 名 称	略 称	正 式 名 称
土砂流出	土砂流出防備保安林	国立特保	国立公園特別保護地区
土砂崩壊	土砂崩壊防備保安林	国立特1	国立公園第1種特別地域
潮害防備	潮害防備保安林	国立特2	国立公園第2種特別地域
干害防備	干害防備保安林	国立特3	国立公園第3種特別地域
保 健 林	保健保安林	原 生	原生自然環境保全地域
保 安 施	保安施設地区	鳥 獣 特 保	鳥獣保護区特別保護地区
砂防指定	砂防指定地	史 名 天	史跡名勝天然記念物

- 2 その他必要な事項
特になし。

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
総数		5,828.71	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
神津島村	計	12.79	
	300 全		
三宅村	計	80.09	
	301 ほ6、る、ロ1～ニ、ト～ワ1、ワ3～レ 302 は3、ち、た、イ～ハ2、ル、カ1～ヨ3		
青ヶ島村	計	147.87	
	303 全		
小笠原村	計	5,587.96	
	1～12 全 13 い～イ2、ハ～ト、ワ 14 い～ハ、ニ3～チ 15～17 全 18 い～わ2、ロ～ト 19 い～る2 20～28 全 29 い～ロ、ホ、ト 30～36 全 38 全 39 全		

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
総 数		464.94	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
神津島村	計	12.79	
	300 全		
三宅村	計	152.24	
	301 い～ニ、ト～レ		
	302 い～ハ3、ト、ル、カ1～ヨ3		
青ヶ島村	計	147.87	
	303 全		
小笠原村	計	152.04	
	13 い～は2、ホ		
	27 ろ1～は、へ、り1～る3、ロ		
	28 い1～ち、か～れ2		

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
総 数		72.15	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
三宅村	計	72.15	
	301 い～ほ5、ほ7～ぬ4、イ、ワ2		
	302 い～は2、に～と2、り～れ2、ハ3		

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
総数		5,587.96	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
小笠原村	計	5,587.96	
	1～12 全		
	13 い～イ2、ハ～ト、ワ		
	14 い～ハ、ニ3～チ		
	15～17 全		
	18 い～わ2、ロ～ト		
	19 い～る2		
	20～28 全		
	29 い～ロ、ホ、ト		
	30～36 全		
	38 全		
	39 全		

別表2 指定施業要件を定める場合の基準

事 項	基 準
1 伐採の方法	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。 ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、択伐による。 ハ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。 ニ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。 <p>(2) 間伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。
2 伐採の限度	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。 ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる一箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。 ハ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則としてその保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。

事 項	基 準
3 植 栽	<p>ニ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p> <p>(1) 方法に係るもの</p> <p>満1年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(2) 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(3) 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

(注) 「3」の事項は、植栽によらなければ適確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別表3 指定施業要件における伐採の方法

保安林の種類	伐採の方法
土砂流出防備保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。 2 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐。
土砂崩壊防備保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。 2 その他の森林にあつては、択伐。
潮害防備保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。 2 その他の森林にあつては、択伐。
干害防備保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）。 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。
保健保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。 2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐。

別表4 自然公園区域内における森林の施業

特別地域の区分	施業の方法
特別保護地区	原則として、立木の伐採を禁止し、その他の植物の採取も行わないこととする。
第1種特別地域	<p>1 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。</p> <p>2 単木択伐法は、次の規定により行う。</p> <p>(1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。</p> <p>(2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。</p>
第2種特別地域	<p>1 択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。</p> <p>2 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>3 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。</p> <p>5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合、自然環境局長（国定公園、都県立自然公園にあつては知事）は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。</p> <p>6 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。</p> <p>7 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。</p> <p>(1) 一伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く、保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができる。</p> <p>(2) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。</p>
第3種特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別表5 原生自然環境保全地域等の森林の施業

区 分	施 業 の 方 法
原生自然環境 保 全 地 域	自然環境保全法（昭和47年法律第85号）及び同施行規則（昭和48年総理府令第62号）による。
保安施設地区	森林法（昭和26年法律第249号）及び同施行規則（昭和26年8月1日付け農林省令台54号）による。
砂防指定地	東京都砂防指定地等管理条例（平成15年3月14日条例第78号）及び同施行規則（平成15年3月14日規則第62号）による。
鳥獣保護区 特別保護地区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日付け38林野計第1043号）による。
史跡名勝 天然記念物	「文化財保護法」（昭和25年法律214号）及び同施行令（昭和50年政令第267号）による。

附 属 参 考 资 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区 分	区域面積 ①	森 林 面 積				森林比率 ②/① ×100	
		総数 ②	国有林 (林野庁)	国有林 (林野庁外)	民有林		
総 数	40,670	25,797	6,521	105	19,171	63	
市 町 村 別 内 訳	大 島 町	9,076	4,740	—	—	4,740	52
	利 島 村	412	276	—	—	276	67
	新 島 村	2,754	1,857	—	73	1,784	67
	神津島村	1,858	1,429	13	—	1,416	77
	三 宅 村	5,526	4,212	152	29	4,031	76
	御蔵島村	2,055	1,828	—	1	1,827	89
	八 丈 町	7,224	3,961	25	—	3,936	55
	青ヶ島村	596	509	148	—	361	85
	小笠原村	10,688	6,982	6,183	—	799	65

- (注) 1 区域面積は、国土地理院「令和3年全国都道府県市区町村別面積調」による。
 総数には所属未定の、鳥島、ペヨネース列島、須美寿島、孀婦岩を含む。
 2 森林面積は、森林計画対象森林の面積。
 国有林（林野庁以外）は、2015年農林業センサスによる。
 3 四捨五入により総数と内訳が一致しない場合がある。

(2) 地 況

ア 気 候

観測地	気 温 (°C)			年間降水量 (mm)	最 高 降雪量 (cm)	主風の方向	備 考
	最 高	最 低	年平均				
大 島	29.5	3.9	16.4	2,859	—	北東	
三 宅 島	29.1	6.9	18.0	3,025	—	南西	
八 丈 島	29.6	7.5	18.0	3,307	—	西	
父 島	30.4	15.4	23.4	1,296	—	南	

- (注) 1 「気象庁気象統計情報」（1991年～2020年）の平均値による。
 2 主風の方向は、最多風向による。
 3 「—」は、観測データなし。

イ 地 勢

本文「I 計画の大綱」の項に記載のとおり。

ウ 地質、土壌等

本文「I 計画の大綱」の項に記載のとおり。

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分	区域面積	森 林	農 地			その他		
			総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地	
総 数	40,670	25,797	947	0	947	13,448	1,206	
市 町 村 別 内 訳	大 島 町	9,076	4,740	283	—	283	4,053	456
	利 島 村	412	276	10	—	10	126	15
	新 島 村	2,754	1,857	38	—	38	859	123
	神津島村	1,858	1,429	35	—	35	394	47
	三 宅 村	5,526	4,212	95	—	95	1,219	142
	御蔵島村	2,055	1,828	16	—	16	211	9
	八 丈 町	7,224	3,961	417	0	417	2,846	341
	青ヶ島村	596	509	18	—	18	69	13
	小笠原村	10,688	6,982	35	—	35	3,671	60

- (注) 1 農地の数値は、「2015年農林業センサス」による。
 2 宅地の数値は、「東京都資料」による。
 3 畑には果樹園等を含む。
 4 四捨五入により総数と内訳が一致しない場合がある。

(4) 産業別生産額

単位 金額：百万円

区 分	総生産額	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業
		総 額	農 業	林 業	漁 業		
総 数		6,400	2,876	69	3,455		
市 町 村 別 内 訳	大 島 町	562	363	36	163	統計 数値 なし	統計 数値 なし
	利 島 村	118	70	16	32		
	新 島 村	298	104	—	194		
	神津島村	1,104	92	—	1,012		
	三 宅 村	571	244	—	327		
	御蔵島村	43	23	3	17		
	八 丈 町	2,884	1,799	14	1,071		
	青ヶ島村	53	45	—	8		
	小笠原村	767	136	—	631		

- (注) 1 数値は、東京都大島、三宅島、八丈島、小笠原各支庁の管内概要による。

(5) 産業別就業者数

単位 人数：人

区 分	就業者総数	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業	
		総 数	農 業	林 業	漁 業			
総 数	14,392	1,150	0	1,129	21	2,557	10,685	
市 町 村 別 内 訳	大 島 町	3,897	160		156	4	694	3,043
	利 島 村	235	38		38	—	43	154
	新 島 村	1,434	20		19	1	314	1,100
	神津島村	935	30		30	—	171	734
	三 宅 村	1,366	70		65	5	282	1,014
	御蔵島村	217	4		4	—	51	162
	八 丈 町	4,046	646		639	7	629	2,771
	青ヶ島村	138	8		8	—	45	85
	小笠原村	2,124	174		170	4	328	1,622

(注) 1 総務省統計局「平成27年国勢調査報告書（総務省統計局）」による。

2 分類不能の産業があることから総数と内訳は必ずしも一致しない。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

単位 面積：ha 材積：立木は千m³ 立竹は千束 成長量：千m³

区分		総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数		6,521.49	267	3	0.26			0.61			2.26						
立木地	総数	総数	3,671.41	266	3	0.26			0.61			2.26					
		針	54.21	6		0.23			0.61			2.15					
		広	3,617.20	260	3	0.03						0.11					
	人工林	総数	総数	3.28			0.26			0.61			2.26				
			針	3.14			0.23			0.61			2.15				
			広	0.14			0.03						0.11				
		育成 単層林	総数	3.28			0.26			0.61			2.26				
			針	3.14			0.23			0.61			2.15				
			広	0.14			0.03						0.11				
	育成 複層林	総数															
		針															
		広															
	天然林	総数	総数	3,668.13	266	3											
			針	51.07	6												
			広	3,617.06	260	3											
		育成 単層林	総数														
			針														
			広														
育成 複層林		総数															
		針															
		広															
天然生 林	総数	3,668.13	266	3													
	針	51.07	6														
	広	3,617.06	260	3													
竹林																	
無立木地		2,850.08															

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のための林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha 材積：立木は千m³ 立竹は千束 成長量：千m³

区分		5 齢級			6 齢級			7 齢級			8 齢級			9 齢級			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数							264.79	30	1	38.07	4		1.09				
立木地	総数	総数					264.79	30	1	38.07	4		1.09				
		針								0.04							
		広						264.79	30	1	38.03	4		1.09			
	人工林	総数	総数														
			針														
			広														
		育成	単層林	総数													
				針													
				広													
	育成	複層林	総数														
			針														
			広														
	天然林	総数	総数					264.79	30	1	38.07	4		1.09			
			針								0.04						
			広						264.79	30	1	38.03	4		1.09		
育成		単層林	総数														
			針														
			広														
		複層林	総数														
			針														
			広														
天然生	総数						264.79	30	1	38.07	4		1.09				
	針									0.04							
	広							264.79	30	1	38.03	4		1.09			
竹林																	
無立木地																	

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のための林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha 材積：立木は千m³ 立竹は千束 成長量：千m³

区分		1 0 齡級			1 1 齡級			1 2 齡級			1 3 齡級			1 4 齡級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		347.03	18		11.64	1		1,654.99	110	1	2.60			1,019.90	70	1		
立木地	総数	総数	347.03	18		11.64	1		1,654.99	110	1	2.60			1,019.90	70	1	
		針	3.48						21.17	3		0.21			23.64	2		
		広	343.55	18		11.64	1		1,633.82	107	1	2.39			996.26	67	1	
	人工林	総数	総数						0.15									
			針						0.15									
			広															
		育成 単層林	総数							0.15								
			針							0.15								
			広															
	育成 複層林	総数																
		針																
		広																
	天然林	総数	総数	347.03	18		11.64	1		1,654.84	110	1	2.60			1,019.90	70	1
			針	3.48						21.02	3		0.21			23.64	2	
			広	343.55	18		11.64	1		1,633.82	107	1	2.39			996.26	67	1
育成 単層林		総数																
		針																
		広																
育成 複層林		総数																
		針																
		広																
天然生 林	総数	347.03	18		11.64	1		1,654.84	110	1	2.60			1,019.90	70	1		
	針	3.48						21.02	3		0.21			23.64	2			
	広	343.55	18		11.64	1		1,633.82	107	1	2.39			996.26	67	1		
竹林																		
無立木地																		

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のための林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha 材積：立木は千m³ 立竹は千束 成長量：千m³

区分		1 5 齡級			1 6 齡級			1 7 齡級			1 8 齡級			1 9 齡級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数					276.25	30		7.14	1									
立木地	総数	総数			276.25	30		7.14	1									
		針			0.78													
		広			275.47	30		7.14	1									
	人工林	総数	総数															
			針															
			広															
		育成 単層林	総数															
			針															
			広															
		育成 複層林	総数															
			針															
			広															
	天然林	総数	総数			276.25	30		7.14	1								
			針			0.78												
			広			275.47	30		7.14	1								
育成 単層林		総数																
		針																
		広																
育成 複層林		総数																
		針																
		広																
天然生 林	総数			276.25	30		7.14	1										
	針			0.78														
	広			275.47	30		7.14	1										
竹林																		
無立木地																		

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のための林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha 材積：立木は千m³ 立竹は千束 成長量：千m³

区分		20 齡級			21 齡級以上			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数		8.59	1		36.19	2		
立木地	総数	総数	8.59	1		36.19	2	
		針				1.90		
		広	8.59	1		34.29	2	
	人工林	総数	総数					
			針					
			広					
		育成 単層林	総数					
			針					
			広					
	育成 複層林	総数						
		針						
		広						
	天然林	総数	総数	8.59	1		36.19	2
			針				1.90	
			広	8.59	1		34.29	2
育成 単層林		総数						
		針						
		広						
育成 複層林		総数						
		針						
		広						
天然生 林	総数	8.59	1		36.19	2		
	針				1.90			
	広	8.59	1		34.29	2		
竹林								
無立木地								

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のための林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林森林資源表

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³/年

区分			立木地							無立木地等					計		
			人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地		林地以外 の地	計
			育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計								
制限林	面積	針	3.14		3.14			49.72	49.72		52.86						
		広	0.14		0.14			3,306.77	3,306.77		3,306.91						
		計	3.28		3.28			3,356.49	3,356.49		3,359.77	18.62		2,329.67	2,348.29	5,708.06	
	材積	針	83		83			5,689	5,689		5,772						5,772
		広	3		3			225,048	225,048		225,051			150	150	225,201	
		計	86		86			230,737	230,737		230,823			150	150	230,973	
	成長量	針	11.3		11.3			83.4	83.4		94.7						94.7
		広	0.2		0.2			1,985.6	1,985.6		1,985.8						1,985.8
		計	11.5		11.5			2,069.0	2,069.0		2,080.5						2,080.5
普通林	面積	針					1.35	1.35		1.35							
		広					310.29	310.29		310.29							
		計					311.64	311.64		311.64	0.08		501.71	501.79	813.43		
	材積	針						340	340		340			32	32	372	
		広						35,219	35,219		35,219			35	35	35,254	
		計						35,559	35,559		35,559			67	67	35,626	
	成長量	針						7.0	7.0		7.0						7.0
		広						831.6	831.6		831.6						831.6
		計						838.6	838.6		838.6						838.6
計	面積	針	3.14		3.14			51.07	51.07		54.21						
		広	0.14		0.14			3,617.06	3,617.06		3,617.20						
		計	3.28		3.28			3,668.13	3,668.13		3,671.41	18.70		2,831.38	2,850.08	6,521.49	
	材積	針	83		83			6,029	6,029		6,112			32	32	6,144	
		広	3		3			260,267	260,267		260,270			185	185	260,455	
		計	86		86			266,296	266,296		266,382			217	217	266,599	
	成長量	針	11.3		11.3			90.4	90.4		101.7						101.7
		広	0.2		0.2			2,817.2	2,817.2		2,817.4						2,817.4
		計	11.5		11.5			2,907.6	2,907.6		2,919.1						2,919.1

注1 人工林及び天然林で点生木のための林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
 注2 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。

(3) 市町村別森林資源表

単位 面積：ha 材積：m³ 成長量：m³/年

市町村	区分	立木地								無立木地等					計				
		人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地	林地以外 の地		計			
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計											
神津島村	面積	針																	
		広																	
		計																	
	材積	針																	
		広																	
		計																	
	成長量	針																	
		広																	
		計																	
三宅村	面積	針	3.14		3.14			1.95	1.95		5.09								
		広	0.14		0.14			37.09	37.09		37.23								
		計	3.28		3.28			39.04	39.04		42.32	18.70		91.22	109.92	152.24			
	材積	針	83		83			219	219		302								302
		広	3		3			1,847	1,847		1,850								1,850
		計	86		86			2,066	2,066		2,152								2,152
	成長量	針	11.3		11.3						11.3								11.3
		広	0.2		0.2			0.1	0.1		0.3								0.3
		計	11.5		11.5			0.1	0.1		11.6								11.6
八丈町	面積	針																	
		広						25.28	25.28		25.28								
		計						25.28	25.28		25.28								25.28
	材積	針																	
		広						2,356	2,356		2,356								
		計						2,356	2,356		2,356								2,356
	成長量	針																	
		広						15.1	15.1		15.1								15.1
		計						15.1	15.1		15.1								15.1
青ヶ島村	面積	針																	
		広																	
		計																	147.87
	材積	針																	
		広																	
		計																	
	成長量	針																	
		広																	
		計																	

注1 人工林及び天然林で点生木のみ林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 複層林は下層木のみを対象とする。

単位 面積：ha 材積：m³ 成長量：m³/年

市町村	区分	立木地								無立木地等					計		
		人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植予定地	林地以外の地		計	
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計									
小笠原村	面積	針					49.12	49.12		49.12							
		広					3,554.69	3,554.69		3,554.69							
		計					3,603.81	3,603.81		3,603.81				2,579.50	2,579.50	6,183.31	
	材積	針					5,810	5,810		5,810							5,810
		広					256,064	256,064		256,064				155	155	256,219	
		計					261,874	261,874		261,874				155	155	262,029	
	成長量	針					90.4	90.4		90.4						90.4	
		広					2,802.0	2,802.0		2,802.0						2,802.0	
		計					2,892.4	2,892.4		2,892.4						2,892.4	
森林計画計	面積	針	3.14		3.14		51.07	51.07		54.21							
		広	0.14		0.14		3,617.06	3,617.06		3,617.20							
		計	3.28		3.28		3,668.13	3,668.13		3,671.41		18.70		2,831.38	2,850.08	6,521.49	
	材積	針	83		83		6,029	6,029		6,112				32	32	6,144	
		広	3		3		260,267	260,267		260,270				185	185	260,455	
		計	86		86		266,296	266,296		266,382				217	217	266,599	
	成長量	針	11.3		11.3		90.4	90.4		101.7						101.7	
		広	0.2		0.2		2,817.2	2,817.2		2,817.4						2,817.4	
		計	11.5		11.5		2,907.6	2,907.6		2,919.1						2,919.1	

注1 人工林及び天然林で点生木のみ林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 複層林は下層木のみを対象とする。

(4) 制限林の種類別面積

単位 面積：ha

区分	市町村						合計			
	神津島村	三宅村	八丈町	青ヶ島村	小笠原村					
保安林	水源かん養保安林									
	土砂流出防備保安林			6.49		129.46	135.95			
	土砂崩壊防備保安林					13.26	13.26			
	飛砂防備保安林									
	防風保安林									
	水害防備保安林									
	潮害防備保安林		70.20				70.20			
	干害防備保安林					393.38	393.38			
	防雪保安林									
	防霧保安林									
	なだれ防止保安林									
	落石防止保安林									
	防火保安林									
	魚つき保安林									
	航行目標保安林									
保健保安林		(70.20)			(521.05)	1,078.26	(591.25)	1,078.26		
風致保安林										
計		(70.20)	70.20	6.49		(521.05)	1,614.36	(591.25)	1,691.05	
保安施設地区					0.40				0.40	
砂防指定地						(0.57)		(0.57)		
国立公園	特別保護地区		5.65			(744.80)	3,208.02	(744.80)	3,213.67	
	第一種特別地域	11.17	(20.54)	64.09	8.40	(489.57)	245.28	(510.11)	328.94	
	第二種特別地域		(39.06)	7.18		(175.88)	60.61	(214.94)	67.79	
	第三種特別地域		(0.60)	2.64	(6.49)	10.39	(109.61)	26.06	(116.70)	39.09
	地種区分未定地域									
計	11.17	(60.20)	79.56	(6.49)	18.79	(1,519.86)	3,539.97	(1,586.55)	3,649.49	
国定公園	特別保護地区									
	第一種特別地域									
	第二種特別地域									
	第三種特別地域									
	地種区分未定地域									
計										
都道府県立自然公園	第一種特別地域									
	第二種特別地域									
	第三種特別地域									
	地種区分未定地域									
	計									
原生自然環境保全地域						367.00			367.00	
自然環境保全地域特別地区										
都道府県自然環境保全地域特別地区										
鳥獣保護区特別保護地区						(1,353.18)	0.12	(1,353.18)	0.12	
緑地保全地区										
風致地区										
特別母樹林										
史跡名勝天然記念物						(395.23)		(395.23)		
種の保存法による管理地区										
その他										
合計	11.17	(130.40)	149.76	(6.49)	25.28	0.40	(3,789.89)	5,521.45	(3,926.78)	5,708.06

(5) 樹材種別材積表

単位 材積：千m³

樹種 林種	総数	針葉樹計	クロマツ	その他 針葉樹	広葉樹計	その他 広葉樹
総数	266	6	0	6	260	260
人工林	0	0	0	—	0	0
天然林	266	6	0	6	260	260

(6) 荒廃地等の面積

単位 面積：ha

種類		荒廃地	荒廃危険地
総数		0	0
市 町 村 別 内 訳	大島町	—	—
	利島村	—	—
	新島村	—	—
	神津島村	—	—
	三宅村	—	—
	御蔵島村	—	—
	八丈町	—	—
	青ヶ島村	—	—
	小笠原村	—	—

(7) 森林の被害

単位 面積：ha

種類	生物の害					森林火災					その他の害				
	H29	H30	R1	R2	R3	H29	H30	R1	R2	R3	H29	H30	R1	R2	R3
総数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

単位 員数：人 金額：千円 面積：ha

市町村別		組合名	組合員数	常勤役員数	出資金総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備考
総数		0 組合	0	0	0	0	
森林組合	該当なし						
総数		0 生産組合	0	0	0	0	
生産森林組合	該当なし						

(注) 「東京都資料」による。

(2) 林業事業体等の現況

単位：事業体数

区分		造林業	素材 生産業	木材卸売業 (うち素材 市売市場)	木材・木製品製造業		その他
					製造業	その他	
総数		0	0	0	0	0	0
市町村別 内訳	大島町	—	—	—	—	—	—
	利島村	—	—	—	—	—	—
	新島村	—	—	—	—	—	—
	神津島村	—	—	—	—	—	—
	三宅村	—	—	—	—	—	—
	御蔵島村	—	—	—	—	—	—
	八丈町	—	—	—	—	—	—
	青ヶ島村	—	—	—	—	—	—
	小笠原村	—	—	—	—	—	—

(注) 「東京都資料」による。

(3) 林業労働力の概況

当計画区の林業就業者の推移については、次のとおりである。

単位 人数：人

調査年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
労働者数	6	7	22	21

(注) 総務省統計局「国勢調査報告書」による。

(4) 林業機械化の概況

当計画区内における林業機械の保有状況は次のとおりである。

単位：台

集材機	トラクタ	林内作業車	フェラーバンチャ	プロセッサ	ハーベスタ
—	—	—	—	—	—

フォワーダ	タワーヤーダ	スイングヤーダ	スキッダ
—	—	—	—

(5) 作業路網等の整備の概況

該当なし。

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³ 実行歩合：%

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐
総 数	4	4	0	3	3	0	75	75	0
針 葉 樹	1	1	—	1	1	—	100	100	0
広 葉 樹	3	3	—	2	2	—	67	67	0

(注) 主伐の伐採材積は、臨時伐採量である。

(2) 間伐面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
—	—	0

(3) 人工造林及び天然更新別面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

総 数			人 工 造 林			天 然 更 新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
1	0	0	1	0	0	0	0	0

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：km 実行歩合：%

区 分	開 設 延 長			拡 張 箇 所 (路 線 数)		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
基幹路網	—	—	—	—	—	—
うち林業専用道	—	—	—	—	—	—

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	—	—	—	—	0.08	—
土砂流出防備保安林	—	—	—	—	—	—
土砂崩壊防備保安林	—	—	—	—	—	—
干 害 防 備 保 安 林	—	—	—	—	0.08	—
潮 害 防 備 保 安 林	—	—	—	—	—	—
保 健 保 安 林	—	—	—	—	0.08	—

(注) 干害防備保安林と保健保安林は兼種指定のため、総数と内訳は一致しない。

イ 保安施設地区の面積

該当なし。

ウ 治山事業の数量

単位 実行歩合：%

種 類	治山事業施行地区数		
	計 画	実 行	実行歩合
保安施設及び保安林の整備	2	1	50
地すべり事業	—	—	—

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅、別荘、工場等 建物敷地 及び その附帯地	採石採土地	その他	合 計
—	—	—	—	0.48	0.48

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原 野	農用地	その他	合 計
—	—	0.51	0.51

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積：ha 材積：千m³

分期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐採立木材積	総数	総数	5	5	4	4	4	4	4	4
		針葉樹	1	1	1	2	2	2	2	2
		広葉樹	4	4	2	2	2	2	2	2
	主伐	総数	5	5	3	3	3	3	3	3
		針葉樹	1	1	1	1	1	1	1	1
		広葉樹	4	4	2	2	2	2	2	2
	間伐	総数	0	0	1	1	1	1	1	1
		針葉樹	0	0	1	1	1	1	1	1
		広葉樹	0	0	0	0	0	0	0	0
造林面積	総数	0	0	0	0	0	0	0	0	
	人工造林	0	0	0	0	0	0	0	0	
	天然更新	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注) 単位以下を四捨五入した関係で総数は一致しない場合がある。

(2) 分期別期首資源表

単位 面積:ha 材積:千m³

区	分	面									材積	
		総数	1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15齡級 以上		
第Ⅰ 分期	総数	3,671	1	2	0	303	348	1,667	1,023	328	266	
	人工林	総数	3	1	2	0	0	0	0	0	0	
		育成単層林	3	1	2	0	0	0	0	0	0	
		育成複層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	天然林	総数	3,668	0	0	0	303	348	1,666	1,023	328	266
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		育成複層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
天然生林		3,668	0	0	0	303	348	1,666	1,023	328	266	
第Ⅲ 分期	総数	3,671	0	1	2	0	303	348	1,667	1,351	298	
	人工林	総数	3	0	1	2	0	0	0	0	0	5
		育成単層林	3	0	1	2	0	0	0	0	0	5
		育成複層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	天然林	総数	3,668	0	0	0	0	303	348	1,666	1,351	293
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
天然生林		3,668	0	0	0	0	303	348	1,666	1,351	293	
第Ⅴ 分期	総数	3,671	0	0	1	2	0	303	348	3,017	313	
	人工林	総数	3	0	0	1	2	0	0	0	0	10
		育成単層林	3	0	0	1	2	0	0	0	0	10
		育成複層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	天然林	総数	3,668	0	0	0	0	0	303	348	3,017	303
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
天然生林		3,668	0	0	0	0	0	303	348	3,017	303	
第Ⅶ 分期	総数	3,671	0	0	0	1	2	0	303	3,365	319	
	人工林	総数	3	0	0	0	1	2	0	0	0	15
		育成単層林	3	0	0	0	1	2	0	0	0	15
		育成複層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	天然林	総数	3,668	0	0	0	0	0	0	303	3,365	304
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
天然生林		3,668	0	0	0	0	0	0	303	3,365	304	
第Ⅸ 分期	総数	3,671	0	0	0	0	1	2	0	3,668	323	
	人工林	総数	3	0	0	0	0	1	2	0	0	20
		育成単層林	3	0	0	0	0	1	2	0	0	20
		育成複層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	天然林	総数	3,668	0	0	0	0	0	0	0	3,668	303
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
天然生林		3,668	0	0	0	0	0	0	0	3,668	303	

(注) 1 齡級を5年とし、アラビア数字を用い1年生から5年生までを1 齡級、6年生から10年生までを2 齡級、以下順次3、4 齡級とする。

7 主伐(皆伐) 上限量の目安(年間)

該当なし